

令和 2 年 2 月 1 8 日開会

令和 2 年 2 月 1 8 日閉会

第 1 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合議会

令和 2 年第 1 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

2 月 1 8 日

議事日程	1
出席議員の番号・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
事務局職員出席者	2
開会	2
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
諸報告について	3
議案第 1 号を上程	4
（提案説明）	4
議案第 1 号を採決	5
議案第 2 号を上程	5
（提案説明）	6
議案第 2 号を採決	7
議案第 3 号を上程	8
（提案説明）	8
議案第 3 号を採決	9
議案第 4 号を上程	9
（提案説明）	9
議案第 4 号を採決	10
議案第 5 号を上程	11
（提案説明）	11
議案第 5 号を採決	12
閉会	12
会議録署名議員	13

会議に付された件名

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告について
- 4 議案第1号 令和元年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第2号
- 5 議案第2号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算
- 6 議案第3号 知多南部広域環境組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 7 議案第4号 知多南部広域環境組合職員の分限及び効果に関する条例及び知多南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 8 議案第5号 知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

令和 2 年 2 月 1 8 日（火曜日）

第 1 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

令和2年2月18日 午後2時27分開会

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告について

日程第4 議案第1号 令和元年度知多南部広域環境組合一般会計
補正予算第2号

日程第5 議案第2号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算

日程第6 議案第3号 知多南部広域環境組合パートタイム会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合職員の分限の手續及び効果に関する
条例及び知多南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果
に関する条例の一部改正について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	石川英之 君	2番	伊藤正興 君
3番	久世孝宏 君	4番	加藤久豊 君
5番	伊藤史郎 君	6番	都築周典 君
7番	藤井満久 君	8番	榎戸陵友 君
9番	石垣菊蔵 君	10番	大岩 靖 君
11番	横田貴次 君	12番	荒井勝彦 君
13番	福本貴久 君	14番	青木宏和 君
15番	森田義弘 君	16番	石川義治 君

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

管理者	粂山芳輝 君	副管理者	榊原純夫 君
副管理者	伊藤辰矢 君	副管理者	石黒和彦 君
副管理者	齋藤宏一 君	副管理者	永田 尚 君
会計管理者	長谷川貴彦 君	事務局長	近藤正勝 君
総務課長	若松幸一 君	事業課長	榊原康広 君

専 門 監	原田弥生 君	半田市市民経済部長	滝本 均 君
半田市クリーンセンター所長	加藤明弘 君	常滑市環境経済部長	中野旬三 君
常滑市生活環境課長	浜島 靖 君	南知多町厚生部長	田中吉郎 君
南知多町環境課長	富田和彦 君	美浜町厚生部長	八谷充則 君
美浜町環境課長	藪井幹久 君	武豊町生活経済部長	竹内誠一 君
武豊町環境課長	篠崎良一 君		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書 記 長	富谷佳成 君	書 記	百合草文哉 君
-------	--------	-----	---------

午後2時27分 開会

議長（福本貴久君）

それでは、定例会開会に先立ち、管理者から招集の挨拶をお願いいたします。

管理者（靱山芳輝君）

改めまして、皆さん、こんにちは。日頃は大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。知多南部広域環境組合管理者の武豊町長の靱山芳輝でございます。

本日、ここに令和2年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変ご多忙にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合事業につきまして、組合議員の皆さまの深いご理解とご協力をいただいておりますことに併せてお礼を申し上げます。

さて、現在進めておりますごみ処理施設建設請負工事の進捗状況であります。現在は工場棟部分の土留め工事、杭打ち工事が完了し、躯体工事へと進んでおります。ほぼ工程どおり進捗をしている状況にあります。今後も工事が予定どおり安全かつ順調に進められるよう、最大限努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。さて、本定例会にご審議をお願いいたします案件は、令和元年度一般会計補正予算をはじめ予算議案2件、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてをはじめ、条例議案3件の計5件の議案について、ご提案させていただいております。それぞれの議案に際しましては、後程詳細の提案説明をさせていただきますが、慎重なるご審議を賜り、ご可決をいただきますよう、お願いを申し上げご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（福本貴久君）

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（福本貴久君）

それではこれより日程に入ります。日程第1会議録署名議員の指名を行います。

知多南部広域環境組合議会会議規則第75条の規定により、本定例会の議事録署名議員に伊藤史郎議員、荒井勝彦議員を指名します。両議員よろしくをお願いいたします。

日程第2 会期の決定について

議長（福本貴久君）

日程第2会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日と定めますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸報告について

議長（福本貴久君）

日程第3諸報告であります。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため、関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から議長のもとに、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年7月分から令和元年12月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に配布したとおりでござい

ますので、これをもって報告にかえます。

日程第４ 議案第１号 令和元年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第２号

議長（福本貴久君）

日程第４、議案第１号令和元年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第２号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長（近藤正勝君）

ただいま、ご上程いただきました議案第１号令和元年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第２号についてご説明申し上げます。議案書の１頁をお願いいたします。

令和元年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第２号は、次に定めるところによります。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９４万２千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億４千７８０万３千円といたします。

第２項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正によります。第２条地方債の変更は、第２表地方債補正によります。内容につきまして、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

８・９頁をお願いいたします。

３歳出２款１項衛生費１目清掃総務費１９４万２千円の減額は、１９節負担金補助及び交付金で、派遣職員人件費負担金の減額によるものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

６・７頁をお願いいたします。

２歳入１款分担金及び負担金１項分担金１目衛生費分担金８１９万６千円の減額は、１節清掃費分担金で、国庫支出金、繰越金、組合債の補正額を合計した歳入増額分６２５万４千円に、歳出減額分１９４万２千円を加えた金額です。

２款国庫支出金１項国庫補助金１目衛生費国庫補助金２千７９１万３千円の追加は、１節清掃費補助金で、循環型社会形成推進交付金の増額によるものであります。３款１項１目繰越金３５４万１千円の追加は、１節繰越金で、平成３０年度の繰越金が確定したこと

によるものであります。6款1項組合債1目衛生債2千520万円の減額は、6節ごみ処理施設建設建設事業債で、循環型社会形成推進交付金の増額により、起債額が減額したものであります。

戻っていただきまして、3頁をお願いいたします。

地方債の補正につきまして、ご説明いたします。第2表地方債補正は変更であります。起債の目的は、ごみ処理施設建設建設事業債で、循環型社会形成推進交付金の増額により、起債対象事業費が減額となったため、限度額を6億9千660万円から6億7千140万円に減額するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算における設定と同一であります。以上で説明を終わりますが、10頁に参考資料として、地方債に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（福本貴久君）

提案説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福本貴久君）

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福本貴久君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可とすることに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

全員賛成であります。よって、議案第1号令和元年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算

議長（福本貴久君）

日程第5、議案第2号令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を願います。

事務局長（近藤正勝君）

議案第2号令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案書11頁をお願いいたします。

令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算は、次に定めるところによります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億5千875万9千円と定めます。

第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によります。

内容につきまして、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

24・25頁をお願いいたします。

3歳出1款1項1目議会費は、議員報酬等で65万4千円を計上しています。

2款1項衛生費1目清掃総務費は、組合運営上必要となる派遣職員人件費等の経常的経費として、6千778万7千円を計上しています。

26・27頁をお願いいたします。

2款1項2目ごみ処理施設建設費は、54億1千47万9千円を計上しています。主な内容としまして、説明欄の12節委託料の10ごみ処理施設設計施工監理等業務委託として5千507万円。14節工事請負費の10ごみ処理施設建設請負工事として53億5千323万6千円を計上しています。

3款1項公債費1目元金は、事業用地取得に係る起債借入した元金の償還金で、6千755万3千円、2目利子は、起債借入した利子分で728万6千円を計上しています。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議案書を戻っていただきまして、20・21頁をお願いいたします。

2歳入1款分担金及び負担金1項分担金1目衛生費分担金は、組合構成市町からの分担金で6億2千253万5千円を計上しています。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金は、ごみ処理施設建設請負工事に対する循環型社会形成推進交付金で16億5千272万1千円を計上しています。

22・23頁をお願いいたします。

6款1項組合債1目衛生債は、ごみ処理施設建設建設事業債で32億8千350万円を

計上しています。

議案書戻っていただきまして、13頁をお願いいたします。

第2表、地方債について申し上げます。起債の目的は、ごみ処理施設建設建設事業債で、限度額は、32億8千350万円。起債の方法は、普通貸借または証券発行といたします。また利率は1%以内とし、償還の方法は、政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、組合財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または借換えすることができるものといたします。

以上で説明を終わりますが、29頁以降に給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（福本貴久君）

提案説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福本貴久君）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福本貴久君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可とすることに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

全員賛成であります。よって、議案第2号令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 知多南部広域環境組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議長（福本貴久君）

日程第 6、議案第 3 号知多南部広域環境組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

事務局長（近藤正勝君）

議案第 3 号知多南部広域環境組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書 33 頁をお願いいたします。

本案は、会計年度任用職員制度導入に伴い、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより、本組合のパートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定したいとするものです。

条文についてご説明申し上げます。

第 1 条は趣旨の規定で、地方自治法及び地方公務員法に基づき、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものとしております。第 2 条では、本組合のパートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償につきましては、武豊町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるとしております。附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行いたしたいとするものです。以上で説明を終わりますが、35 頁以降に武豊町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を添付いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（福本貴久君）

提案説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

次に討論に行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり、可とすることに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって議案第3号知多南部広域環境組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例

及び知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改

正について

議長（福本貴久君）

日程第7、議案第4号知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例及び知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を願います。

事務局長（近藤正勝君）

議案第4号知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例及び知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書44頁をお願いいたします。

本案は、会計年度任用職員制度の導入及び成年被後継人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより、二つの関係条例を整理するものであります。

条文についてご説明申し上げます。

議案書 43 頁をお願い致します。

第 1 条は、知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正で成年被後継人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備により、地方公務員法が改正されたことから、本条例第 5 条第 3 項但し書き中の法第 16 条第 2 号を、法第 16 条第 1 号に改めること。また、会計年度任用職員は、分限の対象となることから第 4 項に休職についての規定を追加するものであります。第 2 条は、知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で会計年度任用職員は懲戒の対象となることから、第 3 条に減給に関する規定を追加するものであります。附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行いたしたいとするものです。但し、第 1 条中知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例、第 5 条第 3 項但し書きの改正規定は、公布の日からとするものであります。以上で説明を終わりますが、45 頁には、新旧対照表を添付いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（福本貴久君）

提案説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これより議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり、可とすることに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

全員賛成であります。よって議案第 4 号知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例及び知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

**日程第 8 議案第 5 号 知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例の一部改正
について**

議長（福本貴久君）

日程第 8 議案第 5 号知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長（近藤正勝君）

議案第 5 号知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書 47 頁をお願いいたします。

本案は、成年被後継人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が一部が改正されたことに伴い、本条例を整理するものであります。

条文についてご説明申し上げます。

第 3 条につきましては、字句等の整理及び規定を追加、削除するものであります。第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げます。第 3 項の「第 16 条第 2 号から第 5 号」を「第 16 条各号」に、「場合には」を「ときは」に改めます。第 5 項の「。以下本条において同じ」を削ります。第 6 項の「者」の次に括弧書きで、「その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。」を加えます。

附則といたしましてこの条例は公布の日から施行いたしたいとするものです。

以上で説明を終わりますが、49・50 頁には、新旧対照表を添付いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（福本貴久君）

提案説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり、可とすることに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって議案第5号知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました事件の議事は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

知多南部広域環境組合議会

議長 福本 貴久

会議録署名議員 伊藤 史郎

会議録署名議員 荒井 勝彦